

救急患者連携搬送料（令和8年度）の院内向け早わかり

地域連携室・医事課・相談員さん・病棟の看護師さん向け | 民間救急を使うときの区分と、院内で決めること

救急外来で初期診療をした患者さんを、連携する別の病院へ、入院のために移す搬送の評価です（区分番号 C004-2。令和6年度に新設）。令和8年度の改定（令和8年6月1日から適用）で、自院等の救急自動車以外を使う搬送も評価の対象になりました。

① 令和8年度の改定で変わったこと

- 搬送元の評価を「搬送料1」とし、医師・看護師・救急救命士が同乗する**イ**と、**ロ（その他の場合）**に分けた。入院前の搬送は、改定前の1,800点から、イで2,400点に
- 自院等の救急自動車以外を使う搬送も対象に（ロ）**。民間救急（患者等搬送事業者）の車を使う例も、通知に挙げられています
- 受け入れる側（搬送先）の評価「**搬送料2**」を新設
- イの搬送で30分を超える場合の「**長時間加算**」を新設

搬送料2 イ：他院で1のロを算定した患者さんを、自院の医師・看護師・救急救命士が同乗して自院へ搬送し、入院させた場合。
搬送料2 ロ：他院で1のイ又はロを算定した患者さんを入院させた場合。

② 点数（告示 C004-2）

区分	入院中の患者以外	入院初日	入院2日目	入院3日目
搬送料1 イ 医師、看護師又は救急救命士が同乗して搬送する場合	2,400点	1,200点	800点	600点
搬送料1 ロ その他の場合	1,000点	500点	350点	200点
搬送料2 イ 同乗して搬送（受け入れ側）	800点（入院初日に限り）			
搬送料2 ロ その他（受け入れ側）	200点（入院初日に限り）			
長時間加算 1のイ・2のイだけ	搬送に要した時間が30分を超えた場合 700点			

民間救急の車で搬送するときの区分（イとロ）

- イ**（1のイ・2のイ）は、算定する病院に所属する医師・看護師・救急救命士が同乗し、**その病院が搬送先の病院に属する緊急自動車**で搬送する場合とされています。
長時間加算（700点）は、1のイ・2のイの場合に限られます。民間救急の車で搬送がどちらに当たるかは、この条件とあわせてご確認ください。
- ロ**（1のロ・2のロ）は、市町村・都道府県の救急隊の救急自動車**以外**での搬送です。病状の緊急性に応じて、病院の自動車や、消防の認定を受けた患者等搬送事業者の自動車などを用いる、とされています。
- 費用**：病院の自動車を使うときは、患者さんから搬送の費用を別に受け取れません。患者等搬送事業者を使うときは、病院が負担する方法や、事業者が患者さんから直接受け取る方法などが考えられる、とされています。
患者さんが負担したときは、健康保険の移送費の支給を受けることが考えられる、とされています。

③ 算定の主な要件（告示・通知）

- ☐ 搬送元（1）・受け入れ側（2）とも、施設基準に適合し、地方厚生（支）局長に届け出ている
- ☐ 救急外来の患者さんの初期診療をし、連携する他院での入院医療が適当と判断して、入院のために搬送する
搬送先に入院しなかったときは算定できない。ロは、搬送元が搬送手段を調整して搬送する
- ☐ 搬送先にできない：特定機能病院、救命救急センター（高度を含む）を設置する病院、急性期総合体制加算の届出病院、特別の関係にある病院
- ☐ 算定できない：より高度で専門的な体制の病院への搬送、初期診療をした病院が入院医療を行っていない診療科の入院のための搬送など
- ☐ 診断名・診療経過・入院が必要な理由などを、搬送のとき文書等で搬送先へ。診療録に添付か記載、搬送先の名前を診療録と明細書の摘要欄に
- ☐ 施設基準（1）：救急搬送の相当の実績、連携先との事前の協議、搬送後の状態を搬送先から知らせてもらえる体制、急変に備えた診療体制
（2）：特定機能病院・救命救急センター・急性期総合体制加算の届出病院のいずれでもない、連携先との事前の協議

④ 院内で決めておくこと

- ☐ 自院の届出が搬送料1か2か（両方か）を、医事課・地域連携室・救急外来で共有する
- ☐ 連携先の病院と、どんな患者さんを受け入れてもらうか、転院の体制を前もって協議する
- ☐ イ（自院の救急車と職員）と、ロ（民間救急など）を、どの場面で使い分けるか
- ☐ 民間救急の費用を、病院と患者さんのどちらが負担するか。患者さん・ご家族への説明のしかた
- ☐ 搬送手段の調整をだれが行うか。民間救急の連絡先を、救急外来と病棟で共有する
- ☐ 搬送先へ渡す文書（診断名・経過・入院が必要な理由）の書式と、診療録・摘要欄の記載の担当
- ☐ 急変時の取り決め（連絡先・向かう先・同乗する人の役割）
→「転院搬送の手配チェックリスト」（PDF）の6も使えます

⑤ 民間救急 リーベルに頼むときの流れ

① 空き状況の確認	② 体制の確認	③ 費用とお支払い	④ 当日
転院の日時と、転院元・転院先をお電話で	患者さんの状態と医療機器、病院から同乗する方の有無	どちらのご負担か。病院・施設からは請求書払いもご相談を	病室までお迎えし、搬送先の担当の方へ申し送り

出典（厚生労働省。2026年10月29日に確認）：告示第69号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和8年3月5日、6月1日から適用）別表第一 C004-2
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001686842.pdf> / 通知「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日 保医発0305第6号・1007訂正後）別添1 C004-2 <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001757385.pdf> / 告示第71号「特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件」（令和8年3月5日）の二三 <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001675855.pdf> / 「令和8年度診療報酬改定の概要（救急医療・小児周産期医療）」p.2・8・9
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001680843.pdf> / 「令和6年度診療報酬改定の概要【重点分野Ⅰ】」（令和6年3月5日版）p.3
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001252074.pdf>
要件は主なもの抜き出し、読みやすく言い換えています。「相当の実績」の具体的な基準は施設基準の通知（保医発0305第8号）にあります。算定は告示・通知・疑義解釈資料の原文と、自院の届出でご確認ください。

民間救急 リーベル（株式会社BTH 東京都国分寺市）

東京消防庁 患者等搬送事業者認定／看護師・救急救命士の同乗／事前予約制・深夜早朝も対応
東京（多摩・都内）を中心に、全国への転院に対応。新幹線・飛行機の組み合わせも

民間救急 042-404-2780

フォーム：<https://b2h.tokyo/libre-ambulance/contact/>
資料室：<https://b2h.tokyo/libre-ambulance/for-professionals/>
複製・院内での配布はご自由にどうぞ